

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二)

——中国に関する日米両国交換公文の成
立過程から廃棄に至るまで——

池田十吾

目次

第5回会談 (10月8日)
第6回会談 (10月10日)
第7回会談 (10月13日)
第8回会談 (10月20日)
第9回会談 (10月22日)
第10回会談 (10月27日)
第11回会談 (10月29日)
第12回会談 (10月31日)
協定の成立と交換公文
機密漏洩問題
特殊利益の意義についてのランシング國務長官の説明
懊惱するラインシュ公使
交換公文の発表と日米両国政府の説明
「特殊利益」についての日米両国間における見解の相違

第5回会談 (10月8日)

10月8日、午後、石井特使はランシング國務長官を訪問して、いわゆる門戸開放政策の再宣言に関する米国案に対し、日本側の対案を提出した。前回(9月26日)の会談において、兩人の間に一致した意見案は、未だ仮案にすぎなかったからである。

日本政府の対案中、重要な修正点は「日本は支那に特殊利益を有す」とある

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

を、「日本は、支那に特殊利益及び勢力を有す(special interest and influence)」と改訂することと、「支那の領土主権は完全に存在するもの」とある一句を削除することであった。この案に対し、ランシングは、後者の削除には考慮するけれど、前者の改訂には絶対に反対であると主張した。^①

その回顧録において、ランシングは「日本政府の修正案には、上記の二点の他に、さらに他の一点があった^②」と述べているが、これは、すなわち米国原案にある「両国は現下の事態を利用し、支那において他の友好国の市民と臣民の権利を害すべき特権の権利を求めてはならない^③」との一句を、削除しようとしたことである。この一句は、米国政府が求める石井・ランシング協定の中心的思想であった。

しかし、日本政府にとっては、この文句の削除を要求する理念は明らかであった。なぜなら、日本は、既に、膠州湾に関しては現下の事態を利用しているし、将来も、他の利益を獲得する機会を開拓するかも知れなかったからである。従って、自己の手足を束縛し、その侵略的政策追求の妨害となるべき文句を挿入することを欲しない。日本としては、その政策を実行するのに、都合の良い場合、これを実行しないという正式な約束をすることは、是非避ける必要があった。

ランシングは、日本政府の対案は考慮するとだけ述べて、当日の会見を終えている。

第6回会談 (10月10日)

10月10日、午前、石井特使は国務省にランシングを訪問して、日本政府の前回の対案に対し次のような討議を行なった。

石井——日本政府の修正案を考慮していただいたかどうか。

ランシング——考慮しました。米国原案にある「最近、頻りに日米両国に対し批難がある。それは、日米両国が現下の世界情勢を利用して、支那における政治的勢力もしくは管理権を獲得するために便宜を求めつつあるというこ

とである。日米両国政府は、そのような批難は無礼なもので、全然根拠のないものとして憤慨するものである」という語句を削除して、石井子爵の提案する文句を加えることに異存はない。さらに、日本政府の希望するように、米国原案にある「両国は、現下の事態を利用して、支那において、他の友好国の市民の権利または特権を求めない」という語句を削除しても、實際上、公文には影響ないことを認める。しかし、私が思うには、これを削除することによって、日米両国政府は、連合国に対し寛大な態度を執るものと認める極めて重大な機会を失うことになる。

石井——私もそれは承知している。しかし右の語句をそのまま受諾するには、日本政府の方が困難と思われる政治上の理由が、国内に存在する。特に、その前の語句が、全体を言い表わしているにおいては、なおさらそうである。

ランシング——私もそれはそう思う。しかし、日米両国政府が、大戦中に利益を求めないと直接に宣言することは、連合諸国から最大の賞賛を博する。これらの連合諸国は、財政上、困難な状態にあり、破産に類している。支那の開発に資力を使用し得るものは、日米両国のみである。これらの諸国に対して、「諸君は、われわれの戦闘を戦ってくれつつあり、われわれは諸君の立場を利用したくない。むしろ、諸君の権利を神聖に保持し、極東における商工業の線に沿って、戦争から回復できるようあらゆる機会を与える努力をしたい」と宣告することは、高潔で寛大な行為であろう。

石井——私もそのことには全く同感である。しかし、日本政府の希望である以上、私が上の語句の受諾を約束することはできない。だが、早速、日本政府に電報して、その語句を保有することが有力であることを説明する。

ランシング——もちろん、この要求を承認することは、政治的に不可能かもしれない。その影響は、日米両国に同様である。日本政府が上の語句を拒絶する場合、この公文を完成し得る他の一方法は、「日米両国政府は、他のいかなる政府 (any other government) が、支那の独立と領土保全を侵害する特殊の権利、または特典を獲得することに反対する」との語句のうち、

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

「他の (other)」という字を削除することである。前述の語句が、特に戦争中においてのみ通用する事実に鑑み、日本政府がこれを拒絶しないよう希望する。それと同時に、この「他の」という字を削除せんとする代案を考慮することは、不得策ではないと思う。

石井——私はこのことを心に留めておく。同時に、日本政府にもこのことを通報する。

さらに、この会談において、両人は日米両国間の通信改善問題に論及し、ランシングから、日米両国間の無線及び海底電信料金を現在の料金から値下げし、通信を容易にする方法を考案するため、4名の共同委員を任命して、これを研究することが得策ではないかとの提議があった。石井もこれに賛成し、早速、日本政府に通報すると答えた。

また、この会談において、軍隊の派遣問題にも言及しているが、突っ込んだ論議ではなかった。しかし、次のような短い会話があったので注目したい。

ランシング——日本は今日まで、連合諸国のいずれかの国と日本が軍事的に参加することに関し、交渉したことはないのか。

石井——3年前に、英国政府から非公式に申し出があったが、当時、日本政府は遠距離に軍隊を維持することの不可能を指摘した。

ランシング——その後、何らかの交渉が行なわれたことがあるのか。

石井——私の知る限りにおいては無い。

石井は、日本政府からの回答を待ち、再びランシングと会見することを約束して引き下った。^④

なお、ランシングはその回顧録において、当日、なぜ「他の」という文字の削除を提議したかの理由を、「他のいかなる政府という時は、この宣言は日米両国政府には適用がなくなる。もしこの文字を削除すれば、日米両国を含むことになる。故に、日本が削除を主張すると同時に、米国の削除を提議した上の文字の削除を認めて妥協する方が、ある意味で望ましい。なぜなら、日本が反対する語句は、戦時中の一時的のことにのみに関するにもかかわらず、米国の代案は継続的性質の事項に関し、日本を正式に支那の独立と領土保全を害する宣

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

言に拘束するからである。私は日本が削除を希望した語句は存続させたかったが、『他の』という語句の削除と交換することは、有利な取り引きと^⑤思った」と説明している。

第7回会談 (10月13日)

10月13日、石井特使はランシングと第7回目の会談を行なった。この会談の目的は、日本政府の修正案についての諸論を続けることであった。

この会談において、ランシングは、日本の修正案にある「日本は支那に特殊利益及び勢力を有す」とあるうちの、「及び勢力」の語句を受諾し得ないと述べ、さらに日本が削除を主張する「支那の領土主権は完全に存在するものとする」なる語句は、もし日本が米国原案に「日米両国政府は、他のいかなる政府が支那の独立」とあるうち、「他の」という文字の削除に同意すれば、これを削除しても差しつかえないと主張した。^⑥

第8回会談 (10月20日)

10月20日、午前、石井特使は約束により国務省ランシングを訪問し、次のような内容の会談を行なった。

石井——多分、国務長官もご承知のことと存ずるが、日本の海軍軍事委員が米国の海軍当局と協定して、サラトガによって行なわれつつある太平洋の哨戒任務を日本が引き受け、サラトガを大西洋に廻すことになった。日本政府は、この協定が正式に国務省を経て、確認されることを望んでいる。

ランシング——早速、海軍省と打ち合せて必要な措置をとる。

石井——日本政府からの回答があり、10月13日の会談において、長官から「支那の独立と領土保全」の次に、「及び主権」という言葉を加えたいという提議があったけれども、「高平・ルート協定」^⑦の言葉は変更しない方がよい。「支那の領土主権は完全に存在するものとする」という語句を保持する

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

ことに同意する。日本政府は「日米両国政府が現下の状態を利用し」の語句の削除を固執するが、「他の」という語句の削除には同意する。

ランシング——私としては、もちろん大統領もそうであるが、この際そのような重要な声明を削除することに対しては、失望せざるを得ない。しかし、日本政府が支那の「主権 (sovereignty)」に関する条項の存在に同意し、「他の」という文字の削除に同意したことは、日本政府において、本件の協定に倒達することを望んでいるものと思われる。

石井——私がいかに誠実に上の声明に賛成であり、いかに日本政府にその保持を勧めたか、長官もご承知である。しかし、日本政府は、国内の批難を恐れているようであるが、その批難がどんなものであるか漠然としている。

ランシング——もしその語句が米国原案になかったなら、ほとんど問題にならない。しかし、日本に提議されそれが拒否されたならば、それは誤った印象を与える。大統領はこのことを強く感じているので、私が提議した秘密の公文を交換することを望む。

石井——このことは、既に日本政府に提出している。日本政府は、秘密公文の交換を賢明と考えていない（この時、石井は秘密公文の交換には反対する理由を記載した文書を朗読し、これをランシングに手交した。ランシングはこの文書を一読した後）。

ランシング——この議論は、実質的なものとは思わない。しかし、本件はさらに考慮したいし、その上で大統領とも相談するが、大統領は、日本政府が将来の誤解の全ての可能性を除去する方法をとることを、心良しとしないので失望すると思う。

石井——私は、國務長官の提議した二つの方法の一つを採用するような日本政府に説得したいと思ったが、そうすることができなかった。

ランシング——その努力に感謝したい。日本政府から得た修正案によって、本件の交渉は殆んど成功すると思う。私は依然として、日米両国政府を満足させる方法を発見できると思う。事態を大統領に説明した上、直ちに次の会談を行ないたい。

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

なお、ランシングはこの日(10月20日)、日本政府の回答に附属すべき秘密覚書の草案を大統領に呈上して、意見を求めた。その草案は次のような内容であった。

日米両国が、相互的に利益をもっている支那共和国に関する諸問題を取り扱った公文の予備的草案に、1917年9月26日、米国政府から日本政府に送致して、その考慮を求めたもののなかに、日米両国政府がいわゆる「門戸開放政策」を固持するとの声明の次に、さらに「日米両国政府は、支那において、他の友好国の市民と臣民の権利を奪う特殊の権利と特権を求めため、現下の情勢を利用しない」という声明を出している。

日本政府は、ある種の便宜上の理由に基き、前記の声明を今回の公文に包含することを、不賢明であると考慮した。その理由を、口頭で以って米国政府に説明した。よって、上は相互の合意によって削除された。

しかしながら、日本政府は、公文におけるこの修正に対する誤解を避けるため、前述の削除は、これに反する意義か政策を主張する目的のないこと、上の削除は、両国政府が最終的に合意した公文の条項を決定する上において、何らの意義なきことを確認するものである。^⑨

10月22日付を以って、ウイルソン大統領は「この場合、適切のようであるから賛成である」との旨の回答を与えた。^⑩

第9回会談(10月22日)

10月22日、石井特使は要請により、國務省にランシングを訪問し、次のような会談を行なった。

ランシング——去る10月20日に、最終的に意見の一致した公文それ自体は異存ないけれど、大統領は門戸開放政策に関する声明の次に来る声明に関して、何らの陳述を行なわずして削除することに対しては、頗る憂慮している。日本政府はこの問題に関して、秘密公文の交換に反対であると承知しているから、日本政府の回答に覚書を添付すべきことを提議したい。その覚書

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

は、私が書類に綴り込んで保存しておく（前記大統領の賛意を受けた覚書を朗読した）。

石井——（慎重にこれを読んだ後）日本政府に送致する。^⑪

ここで、ランシングは10月20日に再起草した交換公文案を石井に手交した。石井はこれに対し、「他の」という文字は存置する方が良いとは思わないかと尋ねた。ランシングは、「否」と答えると、石井はこの問題を放棄した。

さらに、石井はこの公文の末路は「高平・ルート協定」と同様になっているかと尋ねたから、ランシングは、その問題を考えなかったが、次回にお知らせすると答えている。^⑫

第10回会談（10月27日）

10月27日、午前、石井特使は約束により国務省にランシングを訪問し、次のような内容の会談を行なった。

石井——去る10月22日、私に手交された秘密覚書に関する日本政府の回答があった。日本政府が避けなければならない唯一のことは、米国政府が、日本の不適當な動機を疑っているという印象を与えることである。日本政府は、その覚書がいずれの日かに公表された場合、日本国民が「米国は日本を信用していなかった」と考えることを最も恐れている。よって、私は日米両国政府の調印する共同覚書の性質を有する議定書（protocol）を提議するように訓令を受けた（この時、石井は議定書の草案をランシングに手交し、「この案は秘密覚書案よりも一歩進んでいる」と述べた）。

ランシング——議定書を研究した上で、できるだけ早くご通知したい。

また、この時、石井は米国海軍が日本と協定して、ハワイ諸島の哨戒任務を引き受けた日本軍艦に関し、国務省から石井に通知すべき問題を述べて辞去した。^⑬

10月27日、ランシングは石井特使から受け取った日本政府の議定書案を、早速、大統領に呈上して具申した。それによると、「これは米国側の提議した覚

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

書に代わるものであって、私の見解によれば、實際上両者は同一である。この議定書案は、米国の覚書案から起こる日本の目的に関する疑惑の念を避けることが肝要である。この議定書は、石井子爵と私が調印して秘密に保存すれども、日本政府は、米国案のように秘密にする必要はないと考えている^⑭という内容であった。

第11回会談 (10月29日)

10月29日、午後、石井特使は求めによって、国務省にランシングを訪問した。この時の会談の内容は次の通りであった。

ランシング——10月27日、私に手交された日本政府の議定書案は、慎重に考慮し大統領とも相談した結果、大統領も私の結論に同意した。それは議定書の末路を修正してもらいたいことであるが、日本案に対する反対の第一点は、日本案には「将来に適用がないので」、この点に重大な批難を招く恐れがある。第二点は、日本案にある「現に行ないつつある (actually pursued)」という言葉であるが、議論を招くこと必然であって、日米両国において、恐らく批難されること疑いない。ある日本人は、米国政府の「現に行ないつつある」政策とは何であるかの疑問を起こすと同時に、ある米国人は、日本が「現に行ないつつある」政策を批難するかも知れないからである。

石井——米国の反対の点は良く判ったから、早速、日本政府に電報して、米国政府の修正に関する見解を伝達する^⑮。

この会談を終えた石井特使は、米国側がプロトコール案につき数語の修正で同意してきたので、本野外相に次のように請訓した。

去る10月29日の会談において、国務卿はプロトコール案に就き大統領と協議したところ、末段 policy actually pursued には将来を含まず、斯くては日米関係の将来に誤解を除かんとする目的を達する能わず、依て末段 with the declared policy of the two Governments in regard to China と改め度く、其他に対しては全く同意なりと云えり。此点は大使提出当時より

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

虞れたる所なりしが、27日会見において国務卿は異議なき模様なりしを喜び居たる処、今や大統領と協議の上にて、是非とも修正したしと申し出でなる以上、帝国政府は将来を約束すること能わずとは云ひ得ざること故、寧ろ快く承諾さるの外なかるべしと思考す。^⑯

米国側の修正案は、支那に「関する」両国政府「の」、「声明する」政策というものであって、これら三個所の文字を変更せんとするものであった。

なお、10月31日、本野外相は、石井特使に対して、米国側の字句の修正に異存なき旨を回訓し、石井・ランシング会談もようやく最終ラウンドに入ることになった。

第12回会談 (10月31日)

10月31日、午後、石井特使は約束により国務省にランシングを訪問し、日本政府は秘密議定書案に対する米国政府の修正案に同意し、これを以って、本件の交渉は成功裡に終了したいと述べた。この時、石井は一個所「不定詞 (a) を定冠詞 (the)」にすることと、複数の「協定 (agreements)」を単数に改めることを申し出て、ランシングもこれに同意した。次いで、石井から公文の結びをいかにすべきかとの問いに対して、ランシングは「高平・ルート協定」に現われた通常の形式を採るべしと答えた。

公表の時期の問題については、日本政府は本件公文を日英同盟協定に基き、英国政府に送付する必要があるが、それは純然たる形成に過ぎないこと、また、秘密議定書に関しては、ある事件の起きた場合においてのみ適用され、日米両国政府において、秘密に取り扱っている関係上、これを英国政府に送付する必要はない旨を述べた。

11月2日の金曜日を以って、本件公文の交換の日と定め、全ての実質的協議を終了した。^⑰

協定の成立と交換公文

11月2日、午前、石井特使は国務省にランシングを訪問して、日米両国間に交換すべき公文と附属の秘密の議定書^⑱に調印を終了した。

調印が終了するや否や、ランシングが公文発表をいつにするかを石井に尋ねた時、石井は、日本政府からの通知によれば、日本政府は11月7日の午前、米国政府は11月6日午後^⑲に発表すれば両国とも同時刻（東京—ワシントン間には14時間の時差がある）になるから、そのようにしたいとのことであると答えた。次いで、ランシングは本件公文発表と同時に、ステイメント^⑲を発表したと述べ、石井がこれに満足することを望んだ。

石井は本野外相からの祝電を読み上げ、さらに本件公文と同時に、日本において発表されるべき太平洋における海軍協力に関するステイメントを、ランシングに手交した。このステイメントは、日米両国政府の海軍当局者間に協定されたものである。

さらに、石井は佐藤愛磨駐米大使と共に、米国戦時貿易についての懸案中の船舶と鋼鉄との交換問題に言及した。ランシングは、この問題でジョンズと会見し、満足の行く結論に全力を尽くする約束をした。^⑳

機密漏洩問題

このようにして石井・ランシング協定は、ワシントンにおいて、11月6日の午後、東京において同7日の午前に発表することに協定されたことは前述の通りである。しかし、11月5日、北京からの新聞電報によれば、林権助駐支公使が支那政府に対し、「米国が、日本の支那における特殊利益を承認した」と通告した旨を報じた。これを聞いたランシング国務長官は怒り、早速、11月6日、東京の米国大使に対し「右は公文発表に関する了解事項に違反するもので、極めて悪い印象を与えて国務省を困らせている。ついては、上記の事実を本野外相

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

に述べ、責任の所在を明らかにするため調査を要求する^{②①}」よう訓令した。

本野外相は、北京の林公使に電訓してその事情を調べたところによると、「11月4日、林公使が上記の公文を段祺瑞総理及び外務部長官に内密にその写しを交付し、東京において発表するまで、厳格に秘密に付するよう支那政府に要請した。また、同日(11月4日)夕刻、林公使はラインシュ・米国公使の来訪を受け、ラインシュ公使の依頼により、翌5日の早朝、本件公文の写しを米国公使館に送り届けた^{②②}」とのことであった。また、この日(11月5日)夕刻、米国連合通信社(Associate Press)のスミス記者が日本公使館に来訪し、「昨夜遅く、ニューヨークから日米間に協定が成立した^{②③}」との通知があったので、その写しを貰いたいとの申し出があった。日本公使館の書記官は、公文の写しは渡さなかったけれど、日米間の協定は事実であることを内密に認めた。

結局、林公使は、支那政府と米国公使とに公文の写しを渡したのみであって、支那政府が洩したと疑う理由がないので、ラインシュに対し、スミス記者がどこからそのニュースを知り得たかが疑問であるので、その探索を依頼したが、それは成功しなかったことが判明した。よって本野外相はその旨を米国政府に回答した^{②④}。

上記の報告は、東京のモーリス米国大使からもランシング國務長官に報告されているが、この電文から察するに、スミス記者に洩らしたのは、駐支米国公使のラインシュであることは間違いないように思える。この問題について、ランシングは回顧録において「東京政府は確然とした了解事項であるにもかかわらず、11月6日以前に、公文の正文を北京の日本公使に送付し、その日本公使は許可を受けたかどうかは知らないが、その公文を支那政府に渡し、特殊利益なる言葉に、卓越的利益及び特殊勢力なる忌むべき解釈を附した。日本政府とその代表者の行為は、私が石井子爵と特殊利益という言葉に関して討議したのとは違い、これは申し訳のないかつ故意の曲解である。このことは、北京政府に対して、米国が支那を見捨てて侵略的隣邦国の悪計に加担しているという印象を与え、支那人の心理に、米国の友情の真実性に関して、不信の念を蔭かんとする意図を以って行なわれたこと明らかである。恐らく、日本政府の吹き込

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

みによるものと思われるが、同一の類似の解釈が、一般的に日本の新聞において公言され、日本外交の巧妙性の証拠として、国民の間にしきりに宣布されている。その結果、支那政府はステイトメントを発表し、支那は『石井・ランシング協定』に拘束されないと声明した。その声明書は、11月12日、正式に駐米支那公使から米国政府に交付された」と言及している。²⁵

特殊利益の意義についてのランシング國務長官の説明

11月5日、午前、顧維鈞駐米支那公使は國務長官を訪問して、日米交換公文の写しを貰い受けた。その時、ランシングは顧維鈞に対し「本件交渉の進行中、支那に知らせなかったのは、もしこれを知らせて、しかる後、支那が何らかの抗議を行なわない場合には、支那の責任になることを感じたからである」²⁶と述べた。

11月12日、午後、顧維鈞公使は國務省にランシング長官を訪問して、日米交換公文に対する支那政府の見解を述べた次のような覚書を提出した。

日米両国政府は、有害な報道を沈黙させるために、最近、ワシントンにおいて、支那に関する日米両国の希望と意見に関し、公文の交換を行なった。上の公文の写しは、北京の日本公使から支那政府に通達された。支那政府は誤解を避けるために、取り急ぎ次のような声明を行ない、支那政府の見解を開陳する。

支那政府が友邦諸国に対して採用した方針は、常に正義と平等との方針であった。従って、友邦諸国が条約に基いて享有する権利は、常にこれを尊重している。ゆえに、領土が近接している事実によって、創造された国家間の特殊関係は、それが現在の条約によって規定されるものに限る。支那政府は今後共、今日まで採用してきた方針を恪守する。支那政府は、他国間に締結された協定に拘束されないことを再声明する。²⁷

ランシングはこの覚書を一読した後、顧維鈞に対し「支那政府が、この覚書を交付した理由は良く判る。しかしながら、実際問題として、それは不必要で

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

ある。なぜならば、石井子爵も私も、これによって支那を拘束せんとする考えはなかったからである。われわれは、そんな意図と権力を持っていない。上の公文に到達した日米両国間の了解に、支那が同意を与えんという疑問を避けるために、私は交渉が行なわれていることも実は言わなかったし、また、支那政府に対して討議の題目も知らせなかった。私は、支那が交渉の行なわれつつあることを知りながら、その実施以前に反対しなかったがゆえに、権利を抛棄したものであるということは何人にも言わせたくない。私が沈黙を守ったのは、故意にしたことであって、支那をして困惑する立場に陥れたいしなかったからである」と、²⁸ 米国政府の立場を説明した。

さらに、ランシングは「支那に対する米国の伝統的な友情には何ら変わりはない。支那の利益は、石井子爵との交渉中に終始、私の念頭にあった。現在の戦争は、事態を全く一変させることを知らねばならない。戦争を賄うために、米国は一切の資金を国内に必要としている。それがために、今日の支那には、米国資本の投下に対し、過去におけるような誘惑性に乏しい。現在、投下できる余剰資金を持っているのは、日米両国のみである。もし米国が国外に資金を投下するために、競争を行なわなければならないならば、米国は投下を余り欲しない。ゆえに、支那が投資問題に関して、日米両国を操らんとする時代は過ぎた。米国は戦争遂行上、資金を必要とし、他国に資金を送ることを熱心に奨励しないからである。もし米国が脱退すれば、支那市場は全て日本の手中に陥いる。それは支那の欲せざるところと推察する。米国は財政的に支那を助けて、支那に対する友情を立証せんことを切望している。しかし、現下の事態において、それを成す唯一の方法は、日本と協力する何らかの協定を成し遂げることである。もし日本と競争するということになれば、米国における借款は多分起こし得なくなるからである。そんな状態の下においても、なおかつ支那は、²⁹ 日本のみならず、米国が対支借款に参加することを望んでいるものと思う」と述べた。

つまり、米国政府の目的は二つあって、一つは連合国を勝利に導くこと、二つ目は、そのためには、支那における日米間の競争を排除し、余分な資金の投

下を防ぐために、日米間に協定する必要性があった。

顧維鈞はランシングの見解に静かに傾聴し、何らの批評はしなかったが、次のような会話が交わされた。

顧維鈞——支那政府は、米国が支那における日本の「特殊利益」を承認したことに対し、特に憂苦している。その文句の意味は何か。

ランシング——地理上の近接性が必然的にその隣国に対し、特殊利益を与えることは、明らかに天下の公理である。それを声明することは、単に天下の公理を表明するのみであって、それ以上の何物でもない。

顧維鈞——もしそれが天下の公理であるならば、なぜそれを声明するのか、その理由を知るのに苦しむ。その声明は、支那政府を憂苦させる。

ランシング——うまく承認しえない真理を相手に譲り、それと引き換えに、その相手方を牽制する政策を声明させることは、極めて望ましいことに相違ないという考えに、支那公使も同意されると思う。

顧維鈞——それは何を意味するのか。

ランシング——それは交換公文の末項に、日米両国は支那の独立と領土保全を害する「いかなる政府」にも、反対すると声明していることを指す。その声明は、他の政府のみならず日米両国政府にも適用がある。このような取り引きは、疑いなく支那に有利と思う。支那政府は再考の上に、私と同一の見解に達するものと信じる。

顧維鈞——その特殊利益は、他の隣地の北方におけるロシア、南方におけるフランス、西方における英国にも適用があるのか知りたい。

ランシング——天下の公理は、全世界を通じて適用がある。米国は米大陸において、他国との関係を認めてきた。支那は、同一の効力をもってその隣邦にこれを適用し得る。支那政府が今回覚書を送ったことは、予防措置としては、多分賢明であろう。しかし、いかに留保や条件を加えても、近接性に基づく天然の結果は、これを変更することはできない。^⑩

このようにランシングは、米国の立場を説明したのに対し、顧維鈞は「謝意を表明しただけで、彼自身の意見は特別に述べなかった^⑪」とあり、駐米支那公

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

使は、世界の現状と支那のおかれている現在の状態から、日米協定を黙認したものと察することができる。

懊悩するラインシュ公使

11月4日、夕刻、支那政府の後見人を以って自任するラインシュ駐支米国公使は、林公使から交換公文の正文を示されるや否や、4日の午前11時、米国政府に対し次のような意見を具申した。

米国政府にこの重大な決意を鼓舞させるに至った動機は、機密に属することと理解する。しかし、この公文を発表するのに当たり、本使から支那政府の官吏に対し、彼らの利益に甚大な影響を与え、また一見して、米国の対支政策の転換と思われるこの行動に関し、何らかの説明をなすことが望ましいかどうかが伺いたい。^②

米国政府はこれに対し、直ちに翌五日、交換公文の正文を通報すると同時に、次のような申し入れを支那政府にするよう電訓した。

日本使節の米国訪問は、東洋における日米両国の利益に関し、自由にして友好的な討議を行なう機会を与えた。日本の代表者は、日本の対支政策が侵略的政策でないことを公然と宣言すると同時に、地理上の位置に基づく支那との特殊関係を商業的にも工業的にも利用する意図なきことを声明し、ドイツの宣伝によって、巧みに流布された外交上の疑惑の空気を一掃した。

日米両国政府は、門戸開放政策を恪守することを再声明すると同時に、両国政府に関する限り、支那における商工業に対する各国民の機会均等の維持とその完全な享有を再約束した。支那における日本の商工業上の企業は、日支両国の地理的關係により、明らかに他の国民の同種企業に対しある種の利益をもっている。

日米両国政府は、両国の支那に対する関係に対し、この好機会を利用して意見の交換を行なった。この了解は正式に交換公文に記載されたから、ここに通報する。この公文に記載された声明は説明を要しない。この公文は、門

戸開放政策を再確認するのみならず、支那の主権と領土保全に対し不干渉主義の原則を採用する。その不干渉主義こそ一般に適用があり、国際間の恒久平和に必要欠くべからざることは、ウィルソン大統領が極めて明瞭に声明した通りである。³³

この対支通告文は、交換公文によって米国政府が獲得した門戸開放政策の再宣言のみを特に力説している。そして、日本政府に譲歩した特殊利益の意義を、殆んど没却していることに留意する必要がある。

ラインシュ公使は、11月5日付の通告文に満足せず、さらに、12月15日、本国政府に対し次のような稟請を行なった。

石井・ランシング協定を行なった特別の動機と同協定の範囲に関しては、未だ國務省から何らの特別な訓令がない。しかし、本使の理解するところによれば、1917年7月6日、國務長官から佐藤大使に手交した非公式の覚書に記載された米国政府の政策には、何らの変化もないものと思う。もし何らかの変化があり、また米国政府の政策において、極東の国際案件に新たな関係と現象に特別な注意を必要とする変化があったものとすれば、その旨をご訓令もしくはご意見を承りたい。³⁴

ここで、ランシングが1917年7月6日付の対日覚書に言及した理由は、同年6月15日付、佐藤大使の対米覚書において、彼の動機が矢玉に上げられているためである。

前記のラインシュの稟請に対し、米国政府は、翌1918年1月29日付を以って「極東における政治上の関係に対する米国政府の態度には、前記の覚書以来、何らの変化もない。いわゆる石井・ランシング協定は、支那に対する日米両国の態度を一層明確に定義し、かつ有害な勢力によって惹起された疑惑と不信を除かんとするのみである。もし、この有害な勢力に対抗する何らかの措置をとらなかつたならば、遂に日米間に誤解を招来するかも知れない」と回訓した。³⁵

この回答は、「極東における政治上に係る米国の政策は不変である」ということであり、このなかで、特に「政治上に関する」と強調している点に注目しなければならない。

交換公文の発表と日米両国政府の説明

2ヶ月半、12回に及ぶ石井特使とランシング國務長官との会談は、11月2日、合意に達して調印されたことは前述の通りである。わが国では、予定通り11月7日付の官報によって公報された。

同日の枢密院本会議において、本野外相は「支那に対する公正友好の政策には、従来累次声明せる所と更に確認し、且帝国の支那に於ける特殊利益に関し、両国間に明確なる了解の成立を図ることは、(1)将来に於ける日米両国間の軋轢を未然に防ぐ効あるのみならず、猶(2)支那の事態を安固ならしめ、又(3)敵国が世界の各方面に於て執りつつある離間中傷の策を打破するが為有益なる措置なりと信ず^{⑤⑥}」と、日米交換公文の内容の要旨について説明した。

本野外相の説明する「特殊利益に関し、両国間に明確なる了解の成立」とは、交換公文中の「日米両国政府は、領土の近接する国家間には、特殊の關係を生ずることを承認する。従って、米政府は、日本が支那において特殊の利益を有することを承認する。日本の所領に接続する地方においては、特にそうである (The Governments of the United States and Japan recognize that territorial propinquity creates special relations between countries, and, consequently, the Government of the United States recognizes that Japan has special interest in China. Particularly in the part to which her possessions are contiguous^{⑤⑦})」を指すことは言うまでもない。

日本側の説明によれば、この協定は「米側側に初めて、支那全体に対する日本の特殊利益を承認させたものであり、しかもその特殊利益には『政治的意義を有する』ものと解釈していた。

他方、11月6日、米国においても、日米交換公文が発表され、同時にその際、國務省は次のような説明書を各新聞社に交付した。その骨子は「門戸開放主義を再確認するのみならず、支那の主権及び領土権に干渉しない主義を含む^{⑤⑧}」というものであり、この説明書のなかには、支那における特殊利益なる言

葉は発見することができない。米国側においては、特殊利益を承認したことは否定しないけれども、その特殊利益には「政治的意義」は含まれず、純然たる商工業上のものに限っていたことが次第に判明した。

「特殊利益」についての日米両国間における見解の相違

前述の日米共同宣言の要旨は、第一に支那における日本の特殊利益、第二に支那の領土保全、第三に支那における商工業上の門戸開放及び機会均等主義が宣言されている。このうち、宣言の第二及び第三に関しては、1899年9月6日、当時のジョン・ヘイ国務長官によって提唱されたアメリカの伝統的政策であるから、何らの新味はない。よって、その重要性は第一点に存在することは疑いを容れない。

しかるに、この「特殊利益」の解釈に関して、石井子爵とランシング国務長官との間に、ひいては日米両国間に重大な見解の相違をみた。このことが明瞭になったのは、1919年8月11日、米国上院外交委員会におけるランシング長官の説明にあった。

上院外交委員会におけるランシングの説明によると、「日本は戦争によって発生した事態を利用して、支那に勢力—政治上の勢力—を拡張せんとする目的をもっているというドイツの宣伝に、私は石井子爵に対し門戸開放政策の再確認をすることが、日米両国政府にとって良くはないかと提議した。石井子爵はこれに対し、それは考慮してみたいけれども、日本は支那に特殊の利益 (special interest) を持っていることもちろんであるから、そのことを協定のなかに記載すべきであると答えた。私はこれに対し、米国はもちろん日本が地理上の位置において、独特の利益 (peculiar interest) を持っていることは認めるけれど、それは政治的性質のものではない。特殊の利益を記載する危険は、それが政治的性質のものと解釈されることであるから、その記載には反対であると答えた。

その後の会見においても、私は石井子爵と『特殊利益』の文句について討議

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

し、日本政府はこれを強く主張した。私の与えた解釈の意味ならば、その文句に強く反対ではなかった。門戸開放政策の再確認が、当時最も必要であると考えたからである。草案に特殊利益の文字が表われた際、私はもしそれが卓越的利益 (paramount interest) を意味するにおいては、それ以上これを討議することはできないけれども、もし、それが地理上の位置に基く特殊の利益を意味するにおいては、その文句を公文に挿入することを考慮すると述べた。

われわれが卓越的利益を討議した際に、会見において、石井子爵はモンロー主義に言及し、極東において、モンロー主義があるべきであると示唆した。私はこれに対し、モンロー主義の根底に横たわる原理に関しては誤解がある。モンロー主義は米国が米語共和国 (English speaking republics) との関係において優先的もしくは卓越的利益 (primacy or paramount interest) を主張するものでない。モンロー主義の目的は、外国が西半球における各国の各自の権利に干渉することを防止せんとするにある。モンロー主義の全目的は、米語各共和国に自己発展の権力を保持するにある。その自己発展を援助する限り、米国は他国に対し、特殊の特権を要求するものでないと述べた。同一の主義が支那にも適用されるべきであって、いかなる外国も支那において特殊の特権を要求してはならない。いわんや、卓越的利益においては何をか言わんやである。その後、交換公文の措辞を考慮した際、その特殊利益の意義は再び討議されなかった^④と述べた。

さらに、同委員会において、共和党議員の質問に対し、ランシング長官は次のような要旨の答弁を行なっている。

ブランデイギー——石井子爵は何と言われたか。子爵は貴下の見解に同意したようであったのか、それとも沈黙を守ったのか。

ランシング——石井子爵は沈黙を守った。

フォール——交換公文の発表と同時に、貴下が発表したステイトメントのなかに、汎米主義 (Pan-Americanism) の解釈が述べてある。ウイルソン大統領は、モンロー主義と汎米主義とを同一のものと声明したと思われるか。

ランシング——両者は同一結果になるけれども、その基礎は全然異にする。

モンロー主義は純然たる国家的原理 (National Doctrine) であり、汎米主義は国際的原理 (International Doctrine) である。

ブランデイギー——モンロー主義の当初の用途は、それが米国の国防に必要であるという理論に基づいているとの考えであるか。

ランシング——全くその通りである。

ニュー——貴下は、モンロー主義は国策 (National policy) として声明したと言われるのですね。

ランシング——その通りである。

ニュー——米国が自己のために、自己によって声明したのですね。

ランシング——その通り、モンロー主義は利己的主義である。汎米主義は非利己的主義である。

ボラー——石井子爵が米国に来たのは、21ヶ条要求に伴う日支条約が、世界に発表された後である。誰が石井・ランシング協定に、特殊利益の文句を挿入することを提議したのか。

ランシング——それは石井子爵である。

ボラー——その際、貴下は、もし、その言葉が政治上の支配、もしくは卓越的支配を意味したとすれば、貴下はその討議を欲しなかったというのですか。

ランシング——その通り。

ボラー——石井子爵は何と答えたか。貴下の解釈に。

ランシング——子爵は討議を続けた。

ボラー——いかなる線に沿って討議を続けたのか。

ランシング——単に、子爵は日本の対案にその言葉を挿入し、これを包含すべきことを力説したという意味における討議を続けた。しかしながら、私が「特殊利益」という文句をいかなる意味に解釈したかを、子爵は精確に承知した。

ボラー——貴下も石井子爵が、その文句をいかなる意味に解釈していたかを承知していたのでしょうか。

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

ランシング——いや、承知していない。

ボラー——石井子爵は、日本は当然支那に承認されてしかるべき特殊利益を持っている。その特殊利益とは、卓越的支配を持っていると考えているというように言ったでしょう。

ランシング——その通り、しかし、私はそれは考慮しないと答えた。

ボラー——石井子爵は「それに養成する。私はその解釈を採用する」とか、もしくはそれに類するようなことを申されたのか。

ランシング——いや、子爵は引き続き、特殊利益なる言葉を入れようとした。しかし、子爵は私の解釈を採用しなければ、私が討議を継続し得ないことを知っていた。

ボラー——石井が米国に来る以前及び以後に、既に公式及び非公式に石井子爵が伝えた解釈が、与えられたことは事実ではないか。

ランシング——以前である。

ブランデイギー——石井子爵は、何時か、特殊利益とは卓越性(paramount)を指し、他国の利益と異なることを意味することを申されなかったか。

ランシング——私が記憶する唯一のことは、石井子爵が「特殊利益及び勢力」なる言葉を挿入したいと言ったことである。しかし、私はその「及び勢力」なる言葉を挿入することに強く反対したために、その言葉は削除した。

ブランデイギー——石井子爵は、いかにその言葉を解釈していたかを申されなかったか、また、「勢力」及び「特殊利益」の定義をしようと企てなかったのか。

ランシング——それ以上のことは何らしなかった。ただし、「及び勢力」という言葉を挿入することが、既に石井子爵が「特殊利益」に対する私の解釈を十分理解していたことを示す。

ブランデイギー——それでは「特殊利益」なる言葉は、貴下の意見では、それ以外のことに意味はないというのですね。政治的意味を除き（・点は筆者が印したものである）。

ランシング——その通りである。^④

この上院外交委員会における質疑応答からも推察することができるように、ランシングの考えでは、特殊利益なる言葉には、何らの政治的意味はなく、純然なる商工業に限られるというものである。

上記の陳述を読んだ石井は「誠に以て驚き入りたる言明」^⑫と憤慨し、民主党政権のウイルソン大統領の下で國務長官を務めるランシング、共和党のポラー議員等の質問に、なぜそのような答弁をしたかについて、さらに石井は「米政府の譲りたりと謂わる特殊利益の内容を成るべく輕微に解せしむるを要する事情」^⑬の下に答弁されたと言っている。

石井は回顧録のなかに当時の日記を公表し、日本の特殊利益について次のような説明を加えている。

余は当初「パラマウント・インテレスト」を提議し、次で「スペシャル・インテレスト・エンド・インフルエンス」を申出したことは事実なるも、夫は当初の提案たる「パラマウント・インテレスト」の意義を成るべく遺憾なく發揮すべき文句を択べるまでの事にて、此を以て単に「スペシャル・インテレスト」のみにては、政治的意義を欠如すと思考して「エンド・インフルエンス」を加え、兩々相俟て政治的意義を構成せんと欲したるものと我意を解するは、何等の根拠なき推測と謂わざるを得ず。支那に於ける日本の特殊利益として、米政府の承認したるものは、主として政治的にして、経済的商業的には寧ろ間接の関係を有するに過ぎず。然らずんば日米共同宣言は、無意義となるべし。若しその特殊利益にして、ランシング卿が上院に於いて答弁したる如く経済的非政治的なりとせば、宣言の他の一半たる門戸開放機会均等主義と相容れざることなるべし。門戸開放機会均等主義の下に、日本が支那に於いて経済的特殊利益を有すとは抑何を意味するや。(中略)。若し日本が、経済的特殊利益を支那に有するとせば、却って門戸は閉ざされ^⑭機会是不均等なるの端を啓く事なきか。

石井の上記の主張の主眼は、日米共同宣言の意義は「主として政治的なものであって、経済的及び商工業的にはむしろ間接的な関係を有するもの」とする点にある。

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

また、石井は特殊利益の根本要義として、「(1)支那に天変地異ありて内外人の生命財産に危険ある場合を想像せよ、(2)支那に悪疫流行して内外人の生命危殆に瀕せる場合を想像せよ、(3)支那に鎮定の見込なき内乱勃発したる場合を想像せよ、(4)支那に思想瀰漫して海外に伝播するの処ある場合を想像せよ」との前提を掲げている。そして、この影響を最も強く受けるのは日本であって、支那問題に対する日本の責任は重要であるとしている。その結果、日本の発言権も広大であり、これが支那における日本の特殊利益であると説明している。

さらに「日本が支那における特殊利益とは、斯る政治的解釈に依って始めて意義を有するものにして、石井・ランシング協定も亦斯く解釈して始めて存在の理由を生ずるなり。見よ該協定は先づ以て支那に於ける日本の特殊利益の容認を声明し、次で直ちに『日本は支那に特殊利益を有すと雖も而も (nevertheless) 支那の領土主権は完全に存在するものなり』と言明せるに非ずや。若し日本の特殊利益にして、ランシング氏の言の如く、経済的にして政治的のものならずとせば、支那の領土主権は、我国の特殊利益の為め何等影響を蒙るべき理由なく、随って nevertheless 云々の限定的一句を、特に設くるの必要な訳に非ずや。知るべし、日米共同宣言当時者は、初より政治的特殊利益を基礎として談判しつつありしが故に、其の利益承認を声明すると同時に、支那領土主権に関し声明の程度制限を附するの必要を感じたるものなる事を」⁴⁶との理由を以て、特殊利益は主として、政治的にして経済的商工業的關係は間接的なものであると重ねて断言している。

会談の当事者であり、協定の調停者である両人の解釈がこのように対照的に相反することは、第三者にとっても、石井の言葉を以てするならば「誠に以て驚き入りたる」⁴⁷と言わざるを得ない。石井とランシングは、両人共、別々の解釈を胸中に宿しながら、遂にその解釈を一致せずして、そのまま「特殊利益」という言葉を使用したとしか考えることができない。

注

- ① 石井菊次郎の回顧録によると「我輩は飽くまで『卓越の利益』なる文字に拘泥するものでないから、他に相当の文字があれば採用もしかずと答え、其の後交渉を重ねて、更に我方より『特殊利益及び勢力』なる文字を以て、『卓越の利益』に代用せんと申出したが、先方には猶ほ困難ありと言って、結局『及び勢力』を省き、単に『特殊利益』として先方に妥協を見た次第であった。

『特殊利益』なる文字は、第一回日英同盟第一条に於て、日英両国が支那に於て有する利益の形容詞として使用せられたのであるから、我国として今更之に反対する理由なきは勿論であった。つまり、落付くところに落付いたと謂ふて宜しいのである」とある(石井菊次郎『外交余録』、岩波書店、昭和5年、145—146頁)。

しかしながら、いわゆる「棒ほど願って針ほど叶った」感はいなめない。

- ② Foreign Relations, The Lansing Papers, 1914—1920, vol. 2, Krans Reprint, Millwood, New York, 1983, p. 441. (以下、Lansing Papers と略する)。
③ Robert Lansing, War Memoirs of Robert Lansing, The Bobbs-Merrie Company, Indianapolis, 1935, p. 298. (以下、War Memoirs と略する)。
④ Lansing Papers, op. cit., pp. 441—443.
⑤ War Memoirs, op. cit., p. 300.
⑥ Ibid., p. 300.
⑦ 1908年11月30日の高平・ルート協定には、「支那の独立及び領土保全」とあって、「主権」という文字はない。
⑧ Lansing Papers, op. cit., pp. 443—444.
⑨ Ibid., p. 445.
⑩ Ibid., p. 445.
⑪ Ibid., p. 446.
⑫ 事実は、日本の要求通り、既に高平・ルート協定と同一文句となり「支那の独立と領土保全」という文句になっている。
⑬ Lansing Papers, op. cit., p. 447.
⑭ Ibid., p. 448.
⑮ Ibid.. pp. 448—449.
⑯ 日本外交文書、大正6年第3冊、830文書、外務省、昭和43年、809頁。
⑰ Lansing Papers, op. cit., p. 449.
⑱ 秘密議定書の全文は、後述の大統領の教書に表われるから、ここでは省略する。
⑲ ランシングのステイトメントの主要部分の要旨は、次のようなものである。

日米両国民間には極東における一方の活動を誘う動機に関し、他方に猜疑の念

石井・ランシング協定をめぐる日米関係(二) (池田)

が高まりつつあることは疑いない。もしこの猜疑の念を阻止しなければ、重大な事態に発展する見込みである。何ら他意なき合法的な商工業上の企業が、政治的意義をもっているものと推察され、その結果これらの企業に対する反対が、他の一国に発生した。(中略)

日本代表者は、卒直に劣悪な勢力 (evil influences) を否定し、日本の政策は、侵略的政策でないことを公然と声明し、商工業的にも工業的にも地理上の位置によって発生した支那の特殊な関係を利用する意図なきを声明することによって、われわれの敵国と日米両国の誤導された熱狂的分子によって、巧みに流布する猜疑的外交雰囲気を一掃した。(中略)。

交換公文の規定は説明を要しない。

上は明らかに、門戸開放政策の再確認を含むのみならず、支那の主権と領土保全に不干渉主義を導入した。これを一般的に通用することは、ウイルソン大統領が明瞭に声明する如く、恒久的国際平和に必要な欠くべからざるものであると同時に、米国政府の解釈する汎米主義 (Pan-Americanism) の基礎自体である (The Imperial Japanese Mission to the United States, 1917, Carnegie Endowment for International Peace, Publication No. 15, Washington D. C., 1918, pp. 122—124)。

いわゆる特殊利益に関しては、「日本は、商業的にも工業的にも地理上の位置によって発生した支那との特殊関係を利用する意図なきこと (geographical position gives Japan such special interests they have no desire) を声明し (Ibid., p. 122)」と述べ、これを軽視しようとした努力の跡を発見することができる。

⑳ Lansing Papers, op. cit., pp. 449—450.

㉑ Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1917, Washington Government Printing Office, 1926, p. 269. (以下、Foreign Relations と略する)。

㉒ ラインシュが、いかにして交換公文の事実を知っていたかは、支那政府から知ること以外に考えられない。21ヶ条要求問題当時から、ラインシュと支那政府外交部との間には密接な関係があり、林公使が外交部長官に与えたものが、直ちに、ラインシュに洩らされたことは疑いない。

㉓ スミス記者がニューヨークからと言ったのは口実であって、事実はラインシュからの知らせに相違ない。

㉔ Foreign Relations, op. cit., p. 274.

㉕ War Memoirs, op. cit., pp. 302—303.

㉖ Lansing Papers, op. cit., p. 451.

㉗ Foreign Relations, op. cit., p. 270.

㉘ Lansing Papers, op. cit., p. 451.

- ㉙ Ibid., p. 452.
- ㉚ Ibid., pp. 452—453.
- ㉛ Ibid., p. 453.
- ㉜ Foreign Relations, op. cit., p. 266.
- ㉝ Ibid., p. 268.
- ㉞ Foreign Relations, 1919, p. 213.
- ㉟ Foreign Relations, 1918, p. 214.
- ㊱ 日本外交文書, 大正6年第3冊, 837文書附記3, 818頁。
- ㊲ Foreign Relations, 1917, p. 264.
- ㊳ 日本外交文書, 大正6年, 853文書附記3, 828頁。
- ㊴ ジョン・ヘイの通牒によると「米国の政策は、支那に恒久的安全と平和とをもたらし、支那の領土と行政の保全を保持し、条約と国際法とにより友好国家に保証された一切の権利を擁護し、また、支那のいかなる地域とも均等かつ公平な通商を行なう原則を世界のために保障するような解決を求めるにある」と明言されている (Secretary of State John Hay to the United States Ambassador in Germany, September 6, 1899; to all United States Embassies, July 3, 1900, U. S. Department of State, Foreign Relations of the United States, 1899; 1901, Appendix, p. 12)。
- ㊵ Hearings before the Committee on Foreign Relations of the United States Senate, Treaty of Peace with Germany, pp. 139—140.
- ㊶ Ibid., pp. 223—233.
- ㊷ 石井前掲書, 152頁。
- ㊸ 同書, 153頁。
- ㊹ 同書, 154—155頁。
- ㊺ 同書, 157頁。
- ㊻ 同書, 158—159頁。
- ㊼ 同書, 152頁。